

平成30年(ウ)第 [REDACTED]号 裁判官忌避申立事件(基本事件・当庁平成30年(ム)
第 [REDACTED]号 子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立却下審判に対する抗告決定に対する準再審申立事件)

決 定

東京都 [REDACTED]

申 立 人 [REDACTED]

主 文

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は、申立人の負担とする。

理 由

1 申立ての趣旨及び理由

本件各申立ての趣旨は、基本事件について、当庁第21民事部担当裁判官3名(中西茂、原道子、鈴木昭洋。この3名の裁判官を以下「本件各裁判官」という。)に対し、いずれも忌避を申し立てるものである。

本件各申立ての理由は、別紙「忌避申立書」(写し)記載のとおりである。その要旨は、本件各裁判官については、申立人から本件各裁判官の罷免を求める訴追請求状が提出され、審理が始まっているから、裁判の公正を妨げるべき事情があるというものである。

2 当裁判所の判断

- (1) 裁判官鈴木昭洋は、平成30年4月1日付で東京地方裁判所に転補され、基本事件の審理の担当でないことは、当裁判所に顕著であり、同裁判官は適法な忌避申立ての対象とはならない。
- (2) ところで、裁判官忌避の制度は、裁判官がその担当する事件の当事者と特別の関係にあるなど当該事件の家事事件手続外の客観的な要因により、当該裁判官によってはその事件につき公平で客観性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除し、もって裁判の公正を担保

することを目的とするものである。

- (3) 一件記録によれば、申立人が本件各裁判官について、裁判官訴追委員会に対し訴追請求状を提出し、これが受理されたことは認められるが、そのことが、家事事件手続法 11 条 1 項所定の忌避原因としての「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当するとは認められない。
- (4) そして、申立人の主張に鑑み、一件記録を精査しても、適法な忌避事由は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件各申立ては理由がないからいずれも却下することとして、主文のとおり決定する。

平成 30 年 6 月 1 日

東京高等裁判所第 22 民事部

裁判長裁判官 河野清孝

裁判官 高取真理子

裁判官 榎本光宏

(類似)

平成30年(ム)第■号 準再審請求事件

申立人 [REDACTED]

相手方 [REDACTED]

未成年者 [REDACTED]

忌避申立書



平成30年5月24日

東京高等裁判所 長官 林道晴様、事務局長 吉崎佳弥様

申立人 [REDACTED]

頭書事件について、申立人は、次のとおり、忌避の申立てをする。



申立ての趣旨

裁判官 中西 茂、原 道子、鈴木 昭洋に対する忌避は理由がある。

との裁判を求める。

申立ての理由

申立人は、頭書事件の申立人であり、頭書事件は、御庁第21民事部に係属している。忌避を申し立てる裁判官らには、申立人から裁判官罷免訴追請求状の提出がなされ、審理が始まっている。

以上によると、同裁判官らには、裁判の公正を妨げるべき事情があるといえるから、申立人は、上記申立ての趣旨記載の裁判を求める。

回避の上申

中西茂が御庁第21民事部を総括する立場であることから、第21民事部の他裁判

貼付印紙	1500 円
郵便切手	2144 円
備考	

官にも、当然に裁判の公正を妨げるべき事情があるといえるから、回避を頂きたい。

御府第9民事部齊木敏文、石井浩、小田正二、第23民事部、小野洋一、高宮健二、小川理津らにも、罷免訴追請求の準備をしていることから、同様の理由にて回避を頂きたい。

現在、御府では、国内で頻発横行している実子誘拐に起因する事件の事実審の最終審となる抗告や控訴審において、事件処理数を競うあまりに、拉致実効支配勝ちという結論に合わせ、恣意的抽出による事実認定を行い、真実とかけ離れた事実の概要を作り上げ、拉致、親子断絶という不法行為を合法化させる処理が頻発しています。

精神病理を持つ親が拉致後の単独監護を続け、遺棄された親が従前の主たる監護者であり、子と強い愛着があった場合には、親は子どもを守る本能から、いかなる権力の非行にも泣き寝入りすることは難しく、形骸化しているとはいえ訴追請求や再審請求という法的救済手続きを利用し続けることになり、御府全体としては却って手続きが増える事態を招きます。

再審請求は、いかなる事実ねつ造が行われていようとも、家事民事では、棄却されるという国民を欺く不誠実な運用がなされている事は周知されております。

法手続き救済を実質無効化させている事に因り、御府の信頼の失墜、国際批判に止まらず、国内の様々な自力救済の促進に繋がっております。そのような事態は当然に御府に本来求められている事ではありません。生き別れを強要される日本独自の人権問題を終焉させる為に、誠実な対応をいただけますよう上申致します。

添付書類： 罷免訴追請求状

イタリア大使館プレスリリース

6か国の被害当事者からG7サミットへの請願状

日本人被害当事者団体からG7サミットへの請願状

以上